平成 28 年度 国民健康保険税の税率

1次20十尺 国民健康保险机中								
	医療	寮分	支援	金分	介護分			
	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度		
所得割	所得割6.24%6.2均等割24,000 円24,000平等割20,800 円20,800		2.52%	2.52%	2.81%	1.85%		
均等割			9,200 円	9,200 円	12,200 円	9,200円		
平等割			8,400 円	8,400 円	7,600 円	5,400円		
課税限度額	54 7 (2 万円		19 万 (2 万円	万円 引上げ)	16 万円 (据置き)			

1世帯及び1人あたりの平均保険税負担額(年額)

	医療	寮分	支援	金分	介證	美分	合計		
	1 世帯	1人	1 世帯	1人	1 世帯	1人	1 世帯	1人	
28 年度	丰度 110,732 円 61,722 円		43,460 円	24,225 円	30,174円	24,282 円	168,534円	93,941 円	
27 年度	111,500円	61,133 円	43,368 円	23,778円	40,612円	32,575 円	175,850円	96,415 円	
増減額	-768円	589円	92円	447円	-10,438円	-8,293 円	-7,316円	-2,474 円	
増減率	-0.7%	1.0%	0.2%	1.9%	-25.7%	-25.5%	-4.2%	-2.6%	

国民健康保険税 モデルケース

42 歳 (所得額 250 万円)、妻 39 歳 (所得額 0 円) 0円)、子 11歳(所得額0円) 13歳(所得額

	所得割額	217 万円(250 万円 -33 万円【基礎控除額】)× 6.24%	=	135,408 円
【医療分】	均等割額	24,000 円× 4 人	=	96,000 円
	平等割額	20,800 円× 1 世帯	=	20,800 円
	合 計	(100円未満切り捨て)		252,200円

	所得割	訓額	217 万円(250 万円 -33 万円【基礎控除額】)	× 2.52%	=	54,684 円
【支援金分】	均等割	訓額	9,200 円× 4 人		=	36,800 円
	平等割	訓額	8,400 円× 1 世帯		=	8,400 円
	合	計	(100円未満切り捨て)			99,800 円

	所得割額	217 万円(250 万円 -33 万円【基礎控除額】)× 1.85%	=	40,145 円
【介護分】	均等割額	9,200 円× 1 人	=	9,200 円
K/TPZ/J/	平等割額	5,400 円× 1 世帯	=	5,400 円
	合 計	(100円未満切り捨て)		54,700 円

【合	計】	医療分	+	支援金分	+	介護分	=	国民健康保険税
		252,200 円	+	99,800 円	+	54,700 円	=	<u>406,700 円</u>

◆問い合わせ 保健福祉課国保係 ☎ 585-2785

平成28年

度国民健康保険税

国保税の計算方法

(後期高齢者)

国民健康保険税の税率が 国民健康保険税の税率が 医療支援金分)と介護分(介分と支援金分 (後期高齢者国民健康保険税は、医療 まれる世帯)の合計金額と護保険第2号被保険者が含 民健康保険被保険者の減少 平均保険税負担額は なります によるものです。 2.5%減

> 充当し、医療分、支援金分越金から約1千7百万円を験特別会計の平成27年度繰軽減するため、国民健康保 税率は引下げ、平の税率は据置き、 額は減額となりました。 介護分の

す。また、国民健康保険税の人が軽減対象となりま要件が拡充され、より多く 課限度額以上は課税されまおり、所得が多い人でも賦は賦課限度額が設けられて 度額が引き上げられ、せん。今回の改正では 今回の改正で賦課限

険者の税負担をできる限り

発事故からの復興途上であ

また、

東日本大震災や原

ることなどを考慮し、

要件が拡充され、より多くて算定されます。平成28年で算定されます。平成28年の所得を基礎としまします。 賦課限度額の引上げ法定軽減対象の拡充と 平均税負担

座振替による納付の3通り納付書による現金納付、口による納付(特別徴収)、納付方法は、年金天引き 期内に納めましょう 切な財源です。忘れずに納 康保険制度運営のための大国民健康保険税は国民健 認ください。 ですので、 納税通知書を確

納付義務者と納付方法

国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主へ届けます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険税の納税通いる場合、世帯主が納税義務者となります。

国民健康保険税

支援金分 医療分

医療費の支払 いなどに使用

加入者全員が対象

後期高齢者医療制 度を支える財源

=

40歳以上65歳未満が対象

「医療分」「支援金分」「介護分」について それぞれ次の3つを算出し、合計します。 ①所得割:前年の所得に応じて算出

②均等割:1人あたりの額に、世帯の加入人数に応じて算出

③平等割:1世帯ごとに算出

られることとなります。一層の税負担の公平性が図

介護分 介護保険制度

を支える財源

勘案したうえで改正したものです。 平成2年度国民健康保険特別会計の収支の見平成2年度国民健康保険特別会計の収支の見呼税の税率が決定しました。この改正は算定国見町議会定例会で、平成28年度国民健康保

9 8